

政策評価に関する基本方針の一部変更等に係る諮問の概要

総務大臣から、①政策評価に関する基本方針の一部変更、②規制の事前評価の実施に関するガイドラインの一部改正について、政策評価審議会に諮問。

平成29年3月に政策評価審議会政策評価制度部会において取りまとめられた「規制に係る政策評価の改善方策」(以下「改善方策」という。)の内容について、具体化を図るもの。

改善方策(概要)

(1) 事前評価の活用方法

⇒ 規制の検討から見直しに至るまで、その一連を「規制のライフサイクル」として捉え、規制検討段階から事後検証段階の各段階において望まれる評価の活用方法を提示。

(2) 基本的評価手法

⇒ 費用便益分析を前面に出した現行の仕組みから、社会、経済、環境などの様々な分野への影響を漏れなく想定することに重点。特に遵守費用を重視(少なくとも定量化)。

(3) 簡素化した評価手法

⇒ 国際条約批准に伴う規制など行政の意思決定要素が少ない規制等を対象に、新たに簡素化した評価手法を導入。

(4) 事後検証の実施

⇒ 事前評価時の費用と効果の想定と、事後検証時に把握した実際の費用と効果を比較、検証し、既に導入された規制の妥当性を確認するため、事後検証を導入。

(5) 関係機関との連携

⇒ 規制改革推進会議、公正取引委員会との連携を提示。

① 政策評価に関する基本方針(平成17年閣議決定)の一部変更

・ 改善方策(4)に基づき、「政策評価に関する基本方針」において、各行政機関が定める基本計画における事後評価の対象政策として定めるべきものとして、規制に係る政策を記述することにより、事前評価を実施した規制について事後評価を義務付け。

※ 政策評価法第8条「行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。」

※ 政策評価法第5条第6項に基づき、基本方針の変更につき、政策評価審議会の意見を求めるもの。

② 規制の事前評価の実施に関するガイドライン(平成19年政策評価各府省連絡会議了承)の一部改正

・ 改善方策(1)～(5)に基づき必要な改正を実施。

※ 規制評価WGから事務局(行政評価局)に提示のあった改正草案を、各府省協議等を経て精査。

【スケジュール(予定)】

7月下旬 基本方針の閣議決定、ガイドラインの政策評価各府省連絡会議了承 ※以降、施行日までの間は周知期間

10月1日 基本方針及びガイドラインの施行

